

# 「経営者保証に関するガイドライン」のご説明

ほくさい農業協同組合

## 1. 「経営者保証に関するガイドライン」とは

2013年12月5日の経営者保証に関するガイドライン研究会による「経営者保証に関するガイドライン」の公表を踏まえ、当JAにおける経営者等からの個人保証に関する対応についてご説明します。

## 2. 「経営者保証に関するガイドライン」の概要

(1) 経営者保証は、一般に法人と経営者個人の資産・経理等を明確に分離することが困難であることや、企業の信用力の補完、情報不足に伴う債権保全の必要性等の観点から農業者等の資金調達の円滑化に寄与する等の役割があります。

一方、ガイドラインでは、債務者において以下のような事象が将来に亘って充足すると見込まれる場合には、金融機関は債務者の経営状況、資金使途、回収可能性等を総合的に判断する中で、経営者保証を求めない可能性や、経営者保証の機能を代替する融資手法を活用する可能性について、債務者の意向も踏まえたうえで検討するとしています。

イ) 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されていること。

ロ) 法人と経営者の間の資金のやりとりが社会通念上適切な範囲を超えないこと。

ハ) 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得ること。

ニ) 法人から適時適切に財務情報等が提供されていること。

ホ) 経営者から十分な物的担保の提供があること

(2) 将来、お客さまより保証契約の解除等の変更等申し入れを受けた場合には、当JAは改めて保証契約の必要性を判断することとされています。

(3) 経営者保証における保証債務を履行する場合には、保証人の資産状況等を勘案した上で、必要に応じ支援専門家とも連携しつつ、保証人の保証履行能力、経営者の経営責任、破産手続きにおける自由財産に加え、経営者の安定した事業継続、事業清算後の新たな事業の開始などを促す観点等整合性かつ総合的に勘案して決定いたします

■本ガイドラインの詳細については、以下 URL をご参照ください。

▶ 全国銀行協会 : <https://www.zenginkyo.or.jp/adr/sme/guideline/>

▶ 日本商工会議所 : <https://www.jcci.or.jp/support/information/assurance/index.html>